

通信傍受法第 32 条第 3 項の 解釈についての一考察

高 平 奇 恵

1 はじめに

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）は、通信傍受によって生じる権利侵害の重大性に照らし、憲法の特定の要請に応える趣旨で被疑事実の要旨を含む令状記載、傍受対象となる通信の限定など、通常の捜索・差押とは異なる通信傍受に特有の限定を加えた。このように、法は、捜査機関による一般的探索的行為を禁じる構造を採用したが、かかる限定がなされてもなお、憲法違反の疑いがあるとの強い批判があった。それゆえ、通信傍受法の解釈・適用にあたっては、傍受可能な範囲を広げる方向で解釈することは、憲法違反を生じかねないことに、特に注意が必要であり、裁判官の令状審査等の役割は、極めて重い。通信傍受法の各規定の解釈にあたっては、法が全体としてどのように憲法適合性を図ろうとしたのかという視点が重要であり、特に、通信傍受令状が、実質的に一般令状化するような解釈となっていないかについて、注意が必要である。

通信傍受法は、改正前の 25 条 3 項で、捜査機関に、傍受記録を一旦作成した後の時点で傍受の原記録の聴取等、一定の場合は複製を認める規定を設け、現在も同旨の規定がある（32 条 3 項）。同規定は、傍受の原記録に存在する通信について、限定を付してはいるものの複製、すなわち捜査機関がこれを利用することを認めるものであり、解釈によっては、結果として捜査機関が利用しうる情報の範囲が相当広がることとなりうる。

実際に、当初、傍受令状が発布されておらず、かつ旧法 14 条該当であるとして傍受されてもいない事件に関連する通信について、聴取等が請求されたという事案があった。

傍受令状は、被疑者をNとし、平成24年4月19日、元警察官であるSに対し、殺意をもって拳銃で弾丸を発射したとされる被疑事実（以下「元警察官事件」という。）に対するものとして発布された。

平成25年7月29日付傍受の現記録聴取等請求書（司法警察員H作成）により、旧法14条の他犯罪通信に該当する通信が含まれるとして、平成25年1月16日から同年1月29日までの通信の聴取の請求がなされた。他犯罪とは、平成25年1月28日に、看護師が切りつけられた事件（以下「看護師事件」という。）である。平成25年9月17日付決定により、請求は却下され、準抗告も棄却された（平成26年3月31日）。

ところが、平成25年10月29日、同一期間の通信について、「上記被疑事件（令状記載事実）の実行主体（暴力団組織）が犯罪を実行する際の指示、報告及び連絡を行う人物、経路及び方法に関する通信が含まれている。当該含まれている通信は、上記被疑事件（令状記載事実）について、共犯者を特定し、謀議、指示等の状況を明らかにする他、犯罪事実の存否を証明するために必要なものである」として、司法警察員Hにより聴取等請求がなされた。裁判所は、平成25年12月17日決定でこれを却下したが、平成26年1月9日に準抗告が申し立てられ、原裁判が取消され、（平成26年3月31日付福岡地裁決定）、その後、複製された通信が看護師事件の証拠として請求された。

そこで、本稿では、通信傍受法が傍受対象通信をどのようにして限定しているか等、法の大まかな構造を確認した上で、通信傍受法32条3項（改正前の25条3項）の解釈の在り方について検討することとする。

2 権利侵害の重大性

人間が社会的存在として自己を全うするためには、他者との自由なコミュニケーションに基づく相互理解と信頼関係が必要不可欠である。ところが、通信傍受という捜査方法は、会話、通信に秘密裡に侵入し無制約的に通信当事者の思想・信条・表現やプライバシーを捕捉し証拠としようとするもので、その秘密性、内心捕捉性、無制約性は本質的に強い人権侵害性をもつとともに、捜査当局に対し使用拡大、濫用への抑えがたい衝動を掻き立てるとされる¹⁾。

そして、①通信等は文書の場合のように当事者による事前の内容整序や事後の点検の過程を経ることなしに、プライバシーが生々の形で表明されること、②通信等は、内容が固定化された文書の場合とは違って、その当事者間で内容が量的にも質的にも不断に発展していくこと、③盗聴の対象を事前に特定の当事者間や特定の事項についての通信等に限定することが不可能であること、といった特性がある。これらの特性が重疊的に作用するために、通信等の盗聴はその当事者の内心への侵入の度合いが強度であり（質的侵害の強度性）、侵害されるプライバシーの範囲も無差別・無限定とならざるをえない（量的侵害の強度性）²⁾。

さらに、通信等の当事者に盗聴の事実が知られば盗聴そのものが成り立ちえない点で、執行段階では「捜査の密行性」が解除される捜索や押収との本質的差異があると評価される³⁾。このような、秘密処分性と強度の権利侵害性は孤立的に存在するものではなく相互補完的に作用することとなるため、プライバシーが丸裸で捕捉される結果をもたらす⁴⁾。

通信・情報伝達技術が高度に発展し、それなしには日常生活が成り立たなくなった現代社会においては、通信等に化体されたプライバシーを丸裸で捕捉することを可能にするような盗聴は、とりわけその秘密処分性の故に、思想・良心の自由や表現の自由に対して強い委縮効果をもたらす⁵⁾。

上述のような通信傍受の強度の権利侵害性により、通信傍受という捜査手法については、通常捜索・押収とは異なる規律が憲法上要請されている。憲法適合性をはかる目的で規定された通常捜索・差押とは異なる限定を緩やかに解することは、憲法違反につながる結果をもたらしかねない。

1) 小田中聰樹「盗聴立法の違憲性—事務局参考試案の検討」小田中聰樹ら著『盗聴立法批判』（日本評論社、1997年）60頁参照。

2) 川崎英明「盗聴の問題性格と理論性格」小田中聰樹ら著『盗聴立法批判』（日本評論社、1997年）128頁。

3) 川崎・前掲注（2）128頁。

4) 川崎・同上、128頁。

5) 川崎・同上、129頁。

3 憲法違反を回避するための通信傍受法の構造

上述したように、権利侵害の質的・量的な強度性から、通信傍受の範囲が無限定に広がらないよう、法は、対象事件の限定、令状記載事項に被疑事実の要旨を加えることによる傍受対象通信の特定、傍受対象通信の限定、事後の是正措置等を規定した。かかる構造を取ってもなお、憲法違反の疑いがあるとの批判が強くなされたところであり、憲法適合性をはかるために規定された、通常の搜索・差押とは異なる通信傍受法特有の限定については、特に厳格な解釈が求められる。

(1) 過去の特定の犯罪を対象とする場合

ア 令状発布要件の厳格化

まず、令状発布に当たって、「疑うに足りる十分な理由」が要求されている(3条1項、旧法も同じ)。これは、搜索・差押や検証などに比し、対象者の権利・利益の侵害がより大きなものとなり得る電気通信・会話の傍受については、相当高度の嫌疑ないし蓋然性がある場合にはじめて、通信の傍受を行うことが正当化される⁶⁾からであると説明される。そして、この「十分な理由」の要求は、逮捕状の「相当な理由」の程度以上の高度の蓋然性を要求し、慎重に対処する趣旨⁷⁾が含まれるものである。

さらに、「他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の情況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難である」こと、すなわち補充性の要件が付加されている。これは、通信傍受という捜査手法の強度の権利侵害性に鑑み、この捜査手法をいわば最終手段と位置付けた規定であると解される。

このように、事件単位での厳格な審査が予定されており、通信傍受の対象となる通信を、令状審査を受けない事件に拡大させることは、真に通信傍受という捜査手法を用いるべき事件であるかどうかを事件ごとに厳格に判断するための審査を、実質的に潜脱する結果をもたらす。要件部分の厳格性がほとんど合憲性担保の措置であるとすれば、その手続違背や潜脱は、違法傍受を端緒とする犯罪の証拠保全や犯人の特定に至る一連の手続全体の重大な違法を招来すると共に、違法

6) 井上正仁『捜査手段としての通信・会話の傍受』(有斐閣、1997年)168頁参照。

7) 平成11年5月19日第145回国会衆議院法務委員会議録14号20頁〔松尾邦弘〕。

に獲得された傍受記録の証拠排除に直結する人が多いであろう⁸⁾とされるのは、そのためである。

イ 被疑事実の要旨の記載の要求

憲法は、一般搜索を厳しく制限する。一般搜索を制限する具体的手段が、正当理由と明示・特定であり、これらは憲法の要請である⁹⁾。しかし、通信傍受の場合、搜索の対象となる通信は、令状審査の時点では存在していないため、受け皿的表示とならざるを得ず、憲法の要請である明示・特定がなし得ないのではないかが議論となった。

通信傍受法の立案に深く関わった井上正仁の説によると、特定の要請の趣旨は、①「相当な理由」(犯罪と目的物との結びつき、目的物と場所との結びつき)の存在についての令状裁判官の実質的な認定の確保、②捜査機関による搜索活動の及ぶ空間的・時間的範囲の適切な限定、③押収に際しての誤りや逸脱の防止であるとされる。これらの趣旨を実質的に果たしうる程度に特定されているかどうかのポイントであり、捜査機関による識別が可能であれば、令状における目的物の表示が「受け皿的」表示であっても特定の要請は充たされる¹⁰⁾とされる。

もっとも、このような説明に対しては、憲法 35 条の特定の要請と正当な理由の要請が混同されているとの批判がなされている¹¹⁾。①が正当な理由の要請であり、この正当な理由を令状に表示することによって②③を全うしようとするのが特定の固有の要請であるから、①の趣旨が充たされている場合であっても、さらに②と③の趣旨が独立に充たされていなければ特定の要請を充たしたことにはならず、特定の要請を「正当な理由」の要請に埋没し相対化する論理¹²⁾であるとすると批判である。

さらに、井上説では、搜索・押収の場合にも、令状発布時点でみれば押収目的物の存在は裁判官の蓋然性判断にすぎず、令状における押収目的物の記載も捜査機関の判断が介在する概括的記載とならざるを得ない点で、盗聴の場合と本質的

8) 酒巻匡「通信傍受制度について」ジュリスト 1122 号、1997 年、48 頁。

9) 小田中・前掲注 (1)、67 頁参照。

10) 井上・前掲注 (6) 41 頁。

11) 川崎・前掲注 (2)、133 頁。

12) 川崎・前掲注 (2)、134 頁。

差異はないと説明される¹³⁾。この点については、盗聴に内在する固有の権利侵害性ではなく、令状発布に際しての裁判官の判断作用に着目した同質性論であり、いわば機能論的な同質性論¹⁴⁾であると批判されている。すなわち、目的物の存在についての令状裁判官の判断作用が搜索・押収の場合も盗聴の場合も蓋然性判断として同質であることが仮に肯定できたとしても、目的物に着目すれば、盗聴の場合には、令状発布時点で目的物は存在しておらず、判断の対象の性質は異質であることを認めざるを得ないというのである¹⁵⁾。令状審査においては、いわば二重の蓋然性判断がなされることになるのであり、かかる判断が慎重になされるべきであることはいうまでもない。

そもそも憲法が令状主義を採用したのは、人身の自由やプライバシーなどの基本的人権を制限・侵害する強制処分権の発動を裁判官の令状審査（裁判）に委ねるとともに、その発動条件を被処分者の基本的人権のレベルに引き上げて強く保障するためである¹⁶⁾。傍受対象通信の明示・特定は、憲法の要請なのである。

そして、その明示・特定に不可欠の要素として法が令状記載事項としたのが被疑事実の要旨である。被疑事実の要旨は、通信傍受法における、押収物（押収されるべき通信）の不完全な特定を補完するものとされていると評価される¹⁷⁾。別の言い方をすれば、被疑事実の要旨は、傍受令状の合憲性担保のため、とくに令状の記載事項とされたものと位置付けられる¹⁸⁾のである。

具体的に記載された被疑事実の要旨が、通信傍受の対象となるべき通信を明示・特定するという憲法の要請に応えるための重要な機能を有するとされるのにもかわらず、記載された被疑事実に関連するかどうかの判断が緩やかになされるならば、その機能は実質的に損なわれる。そこで、法は、後述するように傍受対象となる通信を限定することにより、その機能が損なわれないように手当てをしている。

13) 井上・前掲注 (6)、46-47 頁参照。

14) 川崎・前掲注 (2)、130 頁。

15) 川崎・前掲注 (2)、129-130 頁。

16) 小田中・前掲注 (1) 75 頁。

17) 小田中・前掲注 (1) 77 頁。

18) 酒巻匡「通信傍受制度について」ジュリスト 1122 号、1997 年、44 頁。

ウ 傍受対象通信

捜索・差押にいう「証拠物」は、それ自体が公判で証拠とされ得るものに限られず、動機、共謀関係、背後関係などの解明や、被疑者を特定するのに役立つもの、さらにはその所在を明らかにするものなど、捜査の進展に役立つような資料をも含むと解する余地もないわけではないとされる¹⁹⁾。

しかし、電気通信や会話の傍受の場合は、被疑者の家族や友人など、犯罪にはおよそ関係を持たないのに、被疑者から電話等による連絡を受ける蓋然性があるというだけで、傍受の対象とされてしまうなど、傍受にさらされる人の範囲や機会が不相当に広がってしまうおそれがあり、立法時にも同様の批判があった。そこで、法は「各号に規定する犯罪（中略）の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の実行に関連する事項と内容とする通信」と規定し、傍受対象となる通信を限定した。

このように、法が「犯罪に関連する」ではなく、犯罪の「実行」に関連するとあえて限定し、さらに別途補充性を要件とし「他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが困難であると認められるとき」にのみ傍受が許されるとしていることからすると、犯罪の実行に関連する通信とは、「犯人を特定しまたは犯行の状況若しくは内容を明らかにする」のに役立つものに限られることを意味する²⁰⁾。すなわち、傍受の対象となる犯罪関連通信（3条、旧法も同じ）は、各号に規定される令状審査を受けた当該犯罪の実行に関連する通信に限定される²¹⁾。

通常捜索・差押の対象とは異なり、傍受可能な通信が犯罪の実行やこれと密接に関わる事項に限定されていることは、被侵害利益の重要性に照らした傍受範囲の限定であるとともに、被疑事実の要旨の記載に憲法の要請する明示・特定の機能を担うことを期待している法の構造の下では、明示・特定の補完的役割も果たすものであり、通信傍受法が憲法適合性を保つための重要な機能を有している。

19) 井上・前掲注(6)、169頁参照。

20) 同上、170頁。

21) 三島聡「第III部 コメントール・盗聴法」奥平康弘＝小田中聰樹監修『盗聴法の総合的研究—「通信傍受法」と市民的自由—』（日本評論社、2001年）201-202頁参照。

エ 事後の是正措置等

通信傍受は、その性質上極めて重大な権利侵害を生じさせる。そこで、法は、事後の是正措置として、不服申立（33条、旧法26条）の規定を設けた。また、通信の秘密が憲法上保障された権利であることから、通信の秘密の尊重を求める注意規定（35条、旧法28条）が設けられ、国会への報告も義務付け（36条、旧法29条）られている。

(2) 将来犯罪の場合

法3条1項2号、3号（旧法3条2号、3号）は、将来の犯罪の嫌疑があることを要件とする。将来の犯罪がなされるとの予測に基づいて、その犯罪に関する情報収集のための盗聴を認めようとするものである。未だ法益侵害が発生していないことが明らかであるにもかかわらず犯罪の単なる蓋然性予測に基づき強制処分により被処分者に対し権利・利益の制限、侵害を加えるのは捜査の利益を重視するあまり被処分者の人権や利益を軽視するもの²²⁾と強く批判され、また、過去の犯罪についての情報収集は司法警察作用たる捜査、将来の犯罪の情報収集は行政警察作用とされてきたことから、将来の犯罪についての捜査なるものが認められるかが争われた²³⁾。

この点について、当時の法務大臣は衆議院法務委員会における質疑において「通信傍受法案は、既に犯罪が行われ、それと密接に関連する犯罪行為が近接して行われることについての十分な嫌疑がある場合に、これら一連の犯罪行為を全体として傍受の対象とすることができるものとするものでありまして、起こるかどうかわからない将来の犯罪について捜査を行うものではございません。現行法の捜査の枠組みを超えるものではないと考えております。」²⁴⁾と答弁した。

具体的には、既に行われた犯罪行為とこれから行われる犯罪行為に密接な関係があることが必要とされる。既に行われた犯罪行為とこれから行われる犯罪行為の双方に共通して証拠となる関係がある場合、換言すれば、それらの犯罪行為が

22) 小田中・前掲注(1) 84頁。

23) 三島聡「第Ⅲ部 コメントール・盗聴法」奥平康弘＝小田中聰樹監修『盗聴法の総合的研究－「通信傍受法」と市民的自由－』（日本評論社、2001年）197-198頁。

24) 平成11年3月19日第145回衆議院法務委員会議録第3号、17頁、〔陣内孝雄〕。

社会的に見れば一連の犯罪現象と認められる関係にある場合には、既に行われた犯罪とこれから行われる犯罪からなる一連の犯罪行為に関連する通信を、全体として傍受の対象とすることを認める²⁵⁾のものであると説明される。直接的にはこれから行われる犯罪行為についても捜査を進めるのであるから、当該これから行われる犯罪行為も合わせて明示的に被疑事実とした上で裁判官の令状審査を受けることとするのが、令状主義の趣旨に沿う²⁶⁾ことからかかる規定が設けられたものである。

各号の具体例としては、第二号イについては、営業的に行われている薬物の密売事案や多数の銃器を密輸入して順次売りさばく事案²⁷⁾などであるとされ、第二号ロについては、暴力団が、敵対する組織の縄張りを乗っ取ることを目的として、敵対組織の幹部を殺害し、さらに対立組織の幹部を殺害するという計画の下に、既に殺人を実行し、さらに計画に従って殺人を行おうとしているという事案²⁸⁾などがあるとされる。

上述の具体例で明らかなように、通常の捜索・差押であれば、各別の令状が必ずしも要求されないとも考えられる事件についても、別途令状審査の対象とされており、通信傍受法が、令状発布時に未発生 of 犯罪事実に関する通信傍受について厳格に限定しようとしていることは明らかである。

さらに、3号に「一体のものとして」という文言が付加されている点にも注目すべきである。立法過程において政府案にはかかる文言はなかったところ、三党の修正で追加されたものであり、準備犯罪と別表犯罪との間に客観的な一体性を必要とし、両者の関係をより明確にする趣旨であり、この文言によっても限定作用が期待されている²⁹⁾。

捜査機関にとって通信傍受が有用であるのは、むしろ令状発布当時は未だ発生していない事件の捜査においてであるともいわれる。しかし、法は、令状発布当時において未発生 of 犯罪についても令状審査を要求し、すでに起きた事件との客

25) 三浦守ら著「組織的犯罪対策関連三法の解説(七)」法曹時報 52 卷 11 号、2000 年、52-53 頁。

26) 同上、53 頁。

27) 同上、55 頁。

28) 同上、55 頁。

29) 三島・前掲注 (23) 199 頁。

観的一体性を要求することにより、対象となりうる事件を限定するとともに、過去の事件を捜査の対象とする従来の捜査概念から大きく乖離することがないように規定を整備した。

上述のような法の構造や、従前の捜査概念との整合性をはかった立法の経緯からすれば、令状取得時点で未発生の事件については、すでに起きた事件と客観的同一性を有し、かつ、要件を充足するかについて令状審査を経た事件についてのみ傍受が認められるのであり、その唯一の例外が15条（旧法14条）に規定する場合である。

(3) 15条（旧法14条）の場合

15条（旧法14条）は、いわゆる別件盗聴を規定する。

別件盗聴の権限を与えられた場合に「最小化」の枠の持つ現実的意味は小さくなり、それから逸脱する危険が飛躍的に増大するであろうことは想像に難くない³⁰⁾とされ、また、「適法な」盗聴の過程で別の犯罪に関連する通信が行われたり、これから行われるであろうことが判明したならば、即時に消滅してしまう通信の性質を考慮すれば、むしろその通信の盗聴を行うことが安全の維持のためには望ましいことであるし、盗聴したからといって犯罪と無関係な人の通信の自由が侵害されることはないという論理の下で、別件盗聴や予防的盗聴の容認へと必然的につながっていくだろう³¹⁾などと強く批判された。

この批判をかりうじてかわすために、犯罪発生の間近さ、蓋然性の高さ、重大性、保全の必要性・緊急性が要件として規定された³²⁾。また、傍受対象通信についても、犯罪を「実行したこと、実行していることまたは実行することを内容とする通信」であることが明白であるときに限定するとの要件を課した³³⁾。これは、3条（旧法も同じ）の「犯罪関連通信」よりも狭い犯罪の「実行」に直接関わる内容の通信だけを対象とするものである³⁴⁾。要件を加重することで、ようやく憲

30) 小田中・前掲注(1)、82頁。

31) 川崎英明「盗聴立法の憲法の問題点」小田中聰樹ら著『盗聴立法批判』（日本評論社、1997年）101頁。

32) 井上・前掲注(6)153頁参照。

33) 三浦・前掲注(25)、102-104頁。

34) 三島・前掲注(23)、216頁。

法適合性が説明しうる条項であり、さらにこれ以上の例外を認める余地はない。

なお、15 条（旧法 14 条）の規定による傍受として扱えるのは、傍受当時に 15 条（旧法 14 条）該当性が認められたものと、14 条 2 項（旧法 13 条 2 項）に該当する場合（29 条 3 項 3 号、旧法 22 条 2 項 3 号）に限られる。

(4) 小括

法によって令状記載事項とされる被疑事実の要旨には、正当な理由があることを示すに止まらない、憲法上の明示・特定の機能をも担うという特別な意義が付されている。そして、この機能は、傍受対象通信を犯罪の「実行」に関連するものとするだけで、関連性が無限定に広げられることを防止するという前提が守られなければ、実効性を失うこととなる。すなわち、「具体的な被疑事実」の「実行」に関連する通信に傍受対象を限定することにより、法は、通信傍受の地引網的性格に歯止めをかけようとしているのである。

これを弛緩させることは、令状審査による侵害範囲の限定機能を損ない、憲法違反の結果をもたらす。令状の審査対象となっていない事件についての傍受を認めたならば、法の要求した補充性や嫌疑の充分性もない事件についての傍受がなしうる結果をもたらす、結局のところ、地引網的な盗聴を実施可能なものとする事となり、法が憲法適合性をはかるために規定した要件は全て空文化する結果にもなりかねない。

令状審査を受けた事件、15 条（旧法 14 条）による傍受の対象となった事件以外の事件に関する通信は、仮に令状審査や 15 条の要件充足性の審査を受けた事件の捜査に一定程度有用であると考えられるとしても、通信傍受の対象たり得ない。この解釈を徹底するのでなければ、法と憲法との適合性は失われるというべきである。このように考えると、冒頭紹介した事例では看護師事件について、傍受当時に旧法 14 条該当性が認められていなければ、事後にこれを認めるといふ解釈はなし得ないこととなる。

4 該当性判断のための傍受について

(1) 憲法適合性

14条(旧法13条)は、該当性判断のための傍受を規定する。該当性判断のための傍受は、書類が押収目的物の場合にも、目的物に該当するかの内容点検が搜索として行われるが、これは該当性判断の盗聴と差異はない³⁵⁾と説明された。もともと、この説明は、えり分け作業が介在するという側面に着目した局部的な同質性論であると批判される³⁶⁾。また、盗聴の場合には、目的物のえり分け作業がその秘密処分性の故に被処分者による統制のないままに行われ、しかも、そこに通信等の特性が加わることによって量的にも質的にも強度の権利侵害が生ずる³⁷⁾と指摘されている。

このことから、旧法13条1項(14条1項)の傍受を認めること自体について強い批判があった。

14条1項(旧法13条1項)による傍受は、搜索と同視しうるものとして位置付けられており、原則としてその捜査機関による利用が当然予定されているものではない。これを認めると、押収と同様の効果を認めることとなり、まさに地引網的に搜索・押収がなされたのと同様の状態が生じると評価せざるを得ず、憲法との抵触を避けられないからである。このことを前提として、13条1項を根拠として傍受された通信が原記録に残されることの趣旨、及び例外的に当該通信を捜査機関が利用しうる場面がどのような場面かが確認されなければならない。

(2) 傍受された通信が原記録に残されることの趣旨

傍受した通信は、傍受が適正になされたか否かを事後的に検証することができるようにするために記録される³⁸⁾。

該当性判断のためにのみ傍受した通信は、その後の捜査の遂行や公判における

35) 井上・前掲注(6)47頁。

36) 川崎・前掲注(2)、130頁。

37) 同上、130頁。

38) 三浦守ら著「組織的犯罪対策三法の解説(八・完)」法曹時報52巻12号、2000年、168頁。

犯罪事実自体の立証に用いられるものではない。また、これらの目的に用いられる通信の証明力、個々の傍受の適法性の判断等に用いられることが通常想定される場合でなければ、国家賠償請求訴訟等において当該通信の当事者がその傍受の適法性を争ったり、傍受の手續の全体の適法性が問題となるなど極めて例外的な場合にその判断のための資料となることがあるにとどまる³⁹⁾。

上述のように解さなければ、結局網羅的な押収をしたのと同様の結果が生じることとなり、憲法との抵触は避けられない。

(3) 例外としての旧法 25 条 3 項の解釈

32 条 3 項（旧法 25 条 3 項）は、傍受記録が作成された後に、捜査機関の請求により、原記録の一部を聴取、閲覧、そしてさらに限定された範囲での複製を認める。

本条項は、押収処分取消しがあった場合の再押収に相当すると評価される⁴⁰⁾。

3 項本文の「傍受が行われた事件」とは、傍受令状に記載された被疑事実又は 15 条（旧法第 14 条）の規定により傍受した通信に係る被疑事実に係る事件である⁴¹⁾。本条で認められうる聴取等が可能な通信は、令状審査を受けた事件、または 15 条（旧法 14 条）による傍受が認められた事件の犯罪関連通信に当然限定される。なぜなら、客観的に令状審査を受けた事件と一体と評価されうる事件であってすら、法は令状請求時に未発生 of 犯罪事実については各別の令状を要求していること、15 条（旧法 14 条）による別件傍受は要件を厳格にした上で別途規定されていることとの均衡からすれば、本条の適用場面をこれ以外の事件にまで広げて解することはできないからである。

したがって、聴取等が認められる範囲は、令状を取得した当該事件又は 15 条（旧法 14 条）による傍受が認められた事件に関して、犯罪事実の存否の証明又は傍受記録の正確性の確認のために必要があるときその他正当な理由がある場合となる。

そして、「その他正当な理由」とは、誤って傍受記録の内容を消去してしまっ

39) 同上、169 頁。

40) 三島・前掲注 (23)、270 頁。

41) 三浦・前掲注 (38)、189 頁。

たり、傍受記録が滅失したりした場合である⁴²⁾。本条の「正当な理由」の解釈を広げることは、捜索に類するものとして位置づけられたはずの14条1項(旧法13条1項)による該当性判断のための聴取を、実質的には押収と同様の効果を持つことを許容する結果をもたらす。本条の適用範囲を広げる解釈は、憲法が一般令状を許容しないこと、そして、法が憲法の明示・特定の要請に応える機能をもつものとして具体的被疑事実を位置付けていること等と整合するとは思われない。

さらに、32条3項(旧法25条3項)が、明確に、聴取・閲覧が許される範囲と、複製が許される範囲を区別し、複製が許される範囲を限定していることに、特に注目すべきである。傍受の原記録の複製の作成は、当該複製に係る通信の内容を刑事手続等に使用することを目的とするものであるから、傍受記録に記録される通信の範囲が限定されている趣旨に鑑みて①傍受すべき通信に該当する通信、②犯罪事実の存否の証明に必要な証拠となる通信、③①又は②の通信と同一の機会に行われた通信に限定されたのである⁴³⁾。32条3項(旧法25条3項)の規定により作成した「複製」は「傍受記録」とみなされる(32条6項、旧法25条6項)。

そして、2号の「犯罪事実」とは、傍受の対象として審査を受けた当該事件の犯罪の主体、日時、場所、客体、手段方法、結果、共謀の状況など犯罪そのものを構成する事実をいう。このような犯罪事実が直接明らかになる通信のほか、犯行の準備状況、犯行後の逃亡状況、罪証隠滅の状況、犯行により得た物の処分状況など、犯罪の実行に関連する事実を内容とする通信についても、そのような事実が犯罪事実の存否の証明に必要な間接事実である場合には該当しうるとされる⁴⁴⁾。

これを冒頭紹介した事件について検討すると、そもそも、元警察官事件と看護師事件は、同一の計画のもとに行われる同一事件といえるほどの客観的一体性をもつものとは到底評価できない。この二つの事件には、同じ組織が実行したことが疑われること、人を傷つける事件であるという程度の共通性しかない。看護

42) 同上、189頁。

43) 同上、190頁。

44) 同上、189頁。

師事件に関する通信が、元警察官事件の犯罪事実そのものを構成する事実でないことはもちろん、元警察官事件の犯行後の状況等犯罪の実行に関連する通信ではない。すなわち、看護師事件に関する通信は元警察官事件についての「犯罪関連通信」には含まれず、旧法 25 条 3 項 1 号に該当しない。かつ、看護師事件の指揮系統に関する通信が、元警察官事件の犯罪事実の「証明」に必要な証拠となる通信とはなり得ず、旧法 25 条 3 項 2 号に該当することもない。捜査が発展途上の段階にあるなどとして、関連性が不明確な事件について傍受の対象を安易に広げることは、通常の捜索・差押えの場合よりも、通信を傍受しうる範囲を事件単位で厳格に限定し、もって憲法との整合性を図ろうとした法の趣旨に反する。

(4) 小括

3 条による令状審査、または 15 条（旧法 14 条）の要件該当性の審査を受けた事件以外の事件に関する通信の傍受を認めることは、憲法適合性をはかりつつ構築された法の構造を根本から破壊する結果をもたらす。

2016 年の法改正は、傍受対象犯罪の拡大等を伴うものであったが、合憲性を担保するための上述の構造が改変されたわけではないと説明される⁴⁵⁾。通信傍受法の文言の解釈は、法が全体としてどのように憲法適合性を期しているかという法の構造と無関係ですることはできない。そして、その法の構造に照らしたならば、正当な理由は厳格に解されるべきである。

5 結びに代えて

通信傍受法は、特定の組織の監視手段として通信傍受を位置付けたものではない。あくまで、具体的な事件の捜査のために通信傍受という捜査方法を、憲法に抵触しない範囲で許容したものであるはずである。令状審査を受けた事件以外の事件が発生したことで、事後的に捜査機関が原記録に記録された通信を利用しようとする場面も生じ得よう。しかし、そのような場面で、常に捜査機関の側の

45) 改正法の問題点については、川崎英明＝三島聡「改正通信傍受法の解説」川崎英明ら編『2016 年改正刑事訴訟法・通信傍受法条文解析』（日本評論社、2017 年）203-248 頁参照。

必要性のみを優先するような解釈は、事実上、傍受令状を一般令状化させる結果をもたらす。32条3項は、このような視点から解釈されなければならない。

附記 本稿は2018年度東京経済大学個人研究助成費（研究番号18-19）による研究成果である。